

国立大学法人東京農工大学職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員就業規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学職員就業規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 規則第3号</p> <p>第1条～第3条 省略 第4条 省略 2 省略 3 第1項各号の一に該当し、特定のプロジェクト等又は特定の業務に従事する職員の就業については、次の各号に掲げる就業規則に定める。 一 国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員就業規則 二 <u>国立大学法人東京農工大学における「若手人材育成拠点の設置と人事制度改革」事業に従事する職員就業規則</u> 三 <u>国立大学法人東京農工大学における「新しい地球人養成プログラム」に従事する職員就業規則</u> 四 国立大学法人東京農工大学における「アグロイノベーション研究高度人材養成」事業に従事する職員就業規則 五 国立大学法人東京農工大学における「先端ものづくり IT エンジニア育成プログラム」事業に従事する職員就業規則 六 国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構に勤務する職員就業規則 七 国立大学法人東京農工大学における「現場立脚型環境リーダー育成拠点形成事業」に従事する職員就業規則 4 省略 第5条～第63条 省略 附 則 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略（現行どおり） 第4条 省略（現行どおり） 2 省略（現行どおり） 3 第1項各号の一に該当し、特定のプロジェクト等又は特定の業務に従事する職員の就業については、次の各号に掲げる就業規則に定める。 一 国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員就業規則 二 国立大学法人東京農工大学における「アグロイノベーション研究高度人材養成」事業に従事する職員就業規則 三 国立大学法人東京農工大学における「先端ものづくり IT エンジニア育成プログラム」事業に従事する職員就業規則 四 国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構に勤務する職員就業規則 五 国立大学法人東京農工大学における「現場立脚型環境リーダー育成拠点形成事業」に従事する職員就業規則 4 省略（現行どおり） 第5条～第63条 省略（現行どおり） 附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則（23経教規則第10号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。